

番号	ご意見
大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン勉強会の進行について	
1	当事者参加の仕組みづくりが大切であるため、広く府民の方、当事者の方の意見を聞くようなパブリックコメントの機会が必要。
2	パブリックコメントにも色んな形があり、この勉強会もその一つ。多様な形で色んな方の意見を聞く機会が必要。
大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(素案)の序章について	
3	条例の前文部分において、現在の社会にはそぐわない古い内容や表現で記載されているため、改めるべき。
4	ユニバーサルデザインの理念、障害者権利条約の視点を入れてください。
5	序章-1:「1 目的」に「バリアフリー法」が唐突に出てくる。概要や経緯、考え方などは、解説や注釈が必要。
6	本ガイドラインによって法令と条例どちらも網羅しているのであれば、そのことを記載すべき。
7	本文中に初めて出てくる用語は、用語集等を用いて解説するべき。
8	「まちづくりに必要な視点」の部分に、「多様な人が参加できるよう社会的障壁をなくす」という観点を加えるべき。
9	序章-1から2の記述「多様な利用者に対する理解」部分への意見。社会的、物理的障壁があることに触れられていないのはなぜか。理解してあげる対象ではなく、ニーズをふまえる視点で明記してほしい。
10	序章-17:職員教育の写真について、人間が載っているものとすべき。手話受付者の例などをいれるべき。
11	序章-6:緊急時・災害時の備えに関するバリアフリーに平時からのバリアフリーが重要であることを入れるべき。
12	序章-8:「互いのニーズのバランスをとった着地点」という記載がわかりにくい。「多様なニーズを満たす着地点」としたらどうか。
13	序章-16:分煙等についての記載、不要ではないか。
14	序章-15:イラストに関して、聞くことに困っている人のグループに「耳が聞こえない人」もいれるべき。
15	序章-10のAの中段図(施設出入口)について。この図では、建物出入口の歩道と車道へのすりつけが車いす移動スペース程度で書かれているが、この設計は車いすや視覚障害者の転落事故が多く危険である。歩道全体がすりつけている図へ変更。(建築物P4図も同じ。変更を)
16	序章-10のAの下端図(車いすから各設備・棚等の高さに配慮)について。車いす不使用者の図も入れて、「80-90cm程度の統一」イメージを打ち出してみてもどうか。
17	「この社会には聞くことに困っている人がいる→コミュニケーション方法」の説明という流れで説明するべき。
18	聴覚障がい者は顔を合わしても障害が無いように見えるというのが、大きな障壁となっていることを補足する必要がある。
19	序章-3の記述「PLAN」に、当事者参画が含まれるべきではないか。
20	序章-5の記述「情報が確実に伝えることが(以下割愛)」について。緊急であることは伝えられるが、必要な乗り換え手段や予測的情報は伝わっていないので、「確実に」は削除すべき。
21	序章-8の「利用者特性」の「肢体不自由者(車いす)の主な特性」部分について。 1. 「サイトラインの確保が必要」を加筆して欲しい。 2. 「脳性まひなどにより言語障害を伴う場合がある」を加筆して欲しい。
22	序章-10のAの図(車いす・松葉杖利用者の移動図3種)の内容と、記述されている「サイズ」について。図上段に記述されているサイズ(車いす・杖利用者に必要な通路幅)。最低基準しか書かれていない。推奨サイズも追加して欲しい。(建築物P3も同様)
23	序章-11の視覚障害者に関する必要寸法の確保について。点字ブロックの左右どちらに立つかは人により違うので、左右に600mmプラス点字ブロック300mmで1500mmではないか。

番号	ご意見
24	序章-13の洗面所の例1(男女トイレの配置例)について。この図であれば、大型ベッドは左右ともに設置できるのではないかと。左右手すりの差など、使い勝手の幅が広がることを図に示すべき。
25	序章-17「職員教育の重要性」の【事例】について。「駅ホームでの介助用スロープ板の設置」が書かれているが、本来はスロープの必要のない、車いす単独乗降が基本である旨は表記すべき。
26	序章-23「本書の見方」について。吹き出しのハートマークは、○マークの間違い。
27	大阪は船舶のバリアフリーが遅れている。遊覧船では車いすのまま乗船できるのが当たり前だが、大阪にはその考え方がない。
28	USJではアトラクションに入るとき電動車いすは手動に切り替えるか、手動車いすに乗り換えないといけない。昔より制限が厳しくなっている。ショーの観覧席ではスペースがあるにも関わらず車いすが2台並んで観ることが許されない。マニュアルが非常に厳しくなっている。車いす用の観覧スペースが下の方には全く無い。一般の人と障がいのある人が同等の扱いをされていない。アトラクションの説明においても字幕が一切無いため、聴覚障がい者の方は全く分からない。福祉のまちづくり条例でこの深刻化している問題についてアプローチしてほしい。 道頓堀では川の近くまでは降りれるが、肝心の船に車いすでは乗ることができない。
建築物全般について	
29	ガイドラインにおいて先に示されるべきなのは、最低の基準となる●ではなく、望ましい基準である。
30	本書には、「建築物移動等円滑化基準」と「配慮すべき事項」が分かれて明記されている。移動等円滑化基準だけ守れば良いと読まれないよう、配慮すべき事項もきちんとよまれるように表記してほしい。
31	図表は、設計者が参考とする非常に重要なものであるが、改定案のほとんどが以前の内容のままとなり、サイズ等、最低基準だけ明記されているものもある。設計者の参考となるようなものとしてほしい。
32	IPC基準はヨーロッパやアメリカのスタンダードとほぼ同じレベルであり、日本のガイドラインはそれに比べて全般にわたっての考え方が非常に遅れている。IPC基準の考え方を取り入れなくてもいいのか。 IPC基準は公開されているものではないので現時点では引用できない。山名さんの提案の中で取り入れることを検討する方向で進めてはどうか。
33	国土交通省が東京オリンピックに向けて大型建築物、例えば劇場や競技場など設計基準の見直しを行う会議に出席したので情報提供したい。
34	国土交通省では、東京オリンピックパラリンピックを機に競技場等不特定多数の者が利用する施設の整備基準を見直す動きがあります。これらの動きにも対応していく姿勢を入れてください。
【1】敷地内の通路P.1	
P.1	
35	図1.2に関して 健全者が中心との印象を与えるため、すりつけは端ではなく真ん中につけるべき。 ・段差をすべてなくすか、2箇所すりつけをつけても良いのではないかと。 ・段差をすべてなくすと、段差による効果なくなる。また、スロープは切り込みをするとエッジになり危険な場合があるので、手すり等で対処する方法もある。
36	配慮すべき事項の箇所に、車いす使用者、視覚障がい者だけでなく聴覚障がい者も通路、斜路を利用するということを記載すべき。
37	出入口に向かう視覚障がい者誘導ブロックの位置に関して ・片側に寄せる方法(p4図1.2)と真ん中に置く方法(p14図2.7)について、2つ方法があると記載するのどちらかに統一するのか。 ・国の設計標準は中央に置く方法を記載。 ・誘導ブロックの上にマットなどが置いてあり認識できない場合もあるので、音声案内を設置してほしい。 ・当事者の歩行能力によるものもあるので、方法を限定するのは難しい。 ・ドアの種類によっても誘導すべき位置は変わってくる。ボタンを押して開くドアならボタンに誘導すべき。 ・全国的に統一されているかいないかが問題である。 ・左側に寄せると、右手で白杖を持つ場合ドアの端に向かって歩くので危険ではないかと。 ・海外の事例でもセンターポジションが多い。
38	P.3の傾斜路床仕上げの例(表形式)について。この表には、床材(塗装材)と配慮事項が書かれているが、「目地:車いす通行時の振動となるため避ける」と加筆を。
39	P.5図1.3の傾斜路について。出入口から階段上部の幅は150以上の確保を。例えば平面をまねて、出入口を開き戸に変更すると、ポーチ奥行不足になってしまう。

番号	ご意見
40	P.6図1.6の段差の解消について。15cm以下の前輪もあり。
41	通路幅 特定建築物では、最低200cm(できれば220)以上は必要(屋内の廊下も同様) 電動車いすの普及により、重度障がい者の外出の機会が増え、180cmでは手動2台が通りあうのが前提の数値であるため狭く、電動同士が通り合うには、どこかぶつかる可能性が大きい為。
【2】出入口 P.7	
42	自動ドア、押しボタン式ドアなどドアの種類を明確に示すことが必要。
43	出入口 80cm→90cm以上(できれば120cm)に変更を望む。
44	聴覚障がい者が利用するという説明を書き加えるべき。耳が聞こえないことを相手に伝えられるようなモニターの設置が必要。
45	P11 図2.5: インターホンへの誘導の旨を書き加えるべき。
46	P11 図2.4: ガラスへの衝突防止のための手すりの設置に関しては、コストもかかるため建物の利用状況等に応じてシールでの対応から衝突防止手すりの設置まで段階的に示すべき。
47	押しボタンスイッチは60～120cmでは車椅子使用者だと届かない方が多いので80～90cmに変更すべき。
48	点字ブロックに関して、上にマットを敷いてしまっている話が出たが、一方マットをうまく利用した事例もあるので、それを示すほうが良い。
49	P.10の図2.2の出入口の有効幅員について。自動ドアは、かざす・押す・早く閉まるは困難。
50	車イスの視点に関して、電動車イスの行動スペースまで踏み込まれていない。
51	P.7の出入口、配慮すべき事項、戸の構造について。電動車いす、車いす利用者で、ドアの開閉をフットレストを活用し押し開閉する場合があるため、フットレスト高さはガラスを避けること。また、押し・重い・早く閉まろうとする開き戸は困難。
52	戸の構造は自動的に開閉するものが望ましいが、手で押さないと開かない自動扉は、その旨音声などで案内がないと、ぶつかる危険がある。
53	戸の「とって」の色は、戸の色と異なる色で、コントラストがはっきり分かる色とする。
54	P.10の図2.3の使いやすい取っ手について。パニックバーの図があるが、「パニックバー」の説明が必要ではないか。火災時に「押す」もの。火災時に「引く」として死亡事故あり。
【3】廊下等 P.15	
55	<p>「140cm×140cm以上」と「直径150cmの円が書ける」という記載に関して どちらかの表現で統一するべき。 ・廊下で転回する寸法として140cm角、人とすれ違う寸法として150cmが設計上参考となる数値(国のガイドラインから引用。)十分な寸法を確保するという観点から、推奨する寸法としている。 不特定多数の人が利用する公共空間では、シビアな数値ではなくプラスアルファを考えて判断すべき。 ある研究では、電動車イスの方が回転するのに180cm角を求める方が最も多く、220cm角のスペースを必要とする方もいる。手動車イスを基本としている国の基準では低いのではないか。 現在の数値は手動車イスを想定しているが、電動車イスが普及してきているので整合性がずれてきている。</p>
56	P.16の配慮すべき事項の解説について。色、サイン等で情報のユニバーサルデザインを行う(視覚支援を行う)。
57	「アルコーブ」が分かりにくいので、図で示すべき。
58	情報のユニバーサルデザインなど視覚、知的障がい者に対する配慮も記載すべき。

番号	ご意見
【4】階段 P.21	
59	踊り場の注意喚起用の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置は30cm程度が望ましい。
60	段鼻の色のコントラスト(出典を確認)。
61	P.21の階段転落の危険は電動車いす利用者にもある。
62	<ul style="list-style-type: none"> ・配置によっては階段をスロープと誤認することもある。 ・P26の図4.7の段鼻について。見る角度によっては錯覚を起こす。車いすからの視線は低く、立っている人より低いいため、段鼻が重なって見える場合にスロープと誤認しやすくなる。
63	エレベーターの入口付近に階段がある場合は、電動車いすの転落の可能性も考えられる。階段の手すりの形状に関して表記すべき(波型の手すりは危険を感じる方もいる)。
64	p22の手すり等の記述について。広幅の階段は両側+中央部に「直線」の手すりを設けることと加筆を。
65	波型手すりは、危険を感じる人もいるため、直線の手すりを設置すると記載すべき。新しいものを全てダメとガイドラインに書くことはできない。国のガイドラインでも検討したが、記載はやめた。
66	清水寺などに波型手すりが設置されている。手すりに関しては直線で握りやすいものとするという表記をしてほしい。
67	P.24図4.3の手すりについて。廊下対面に出入口のある場合(居室、トイレ、エレベータ)、その寸法が十分あることが望ましい。後退で出てくる車いすの転落などが考えられる。この縛りが無いため、廊下やドアから階段端部までの距離が小さく設計され、対面に車いすトイレを作ってしまう事例もあった(弁護士会館1階)
【5】傾斜路 P.28	
68	P.30表5.1「建築物内に設ける傾斜路の勾配・高さ、手すり・点状ブロックの関係」表について。スロープと階段の経路選択を間違えないサイン環境が必要(論文参照)。
【6】エレベーター P.31	
69	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降ロビーに設ける制御装置は全て車いす使用者が利用しやすい位置で良いのではないか。 ・低い位置であれば全員が押せる。一般用と車いす用と2つあるのは日本特有だと思われる。
70	車いすボタンには、ドアの開閉スピードを遅くするなどの機能があるようだが、車いすユーザーが増え、多様化している現在でも必要だろうか。
71	大事なのは、エレベーターを奥まった所ではなくて、できるだけ使いやすい場所に設置することと、乗降ロビーをできるだけ広くすること。用途によって問題は異なるため、適材適所で使うべきという注釈を入れるべき。
72	P.33の操作盤等、解説について。「ボタンの形状は、手先にマヒがあっても押せる形状にすること。」と加筆を。制御装置、設置位置…「中央部分に示す」と加筆を。
73	手話を表示できるモニターを設置する。
74	モニター、ディスプレイなど映像で提供することに関して表現を統一する。
75	<ul style="list-style-type: none"> ・足蹴り式ボタンについて表記されているが、赤外線センサーが便利なので、記載してはどうか。 ・赤外線センサーについては、福祉施設等特定ユーザーが利用する場合は、非常に有効だが、不特定多数の公共的な空間等においては、検討課題があるように思う。
76	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの大きさについて、奥行き135cmという記述しかない。奥行きだけではエレベーターの大きさの基準にならない。15人乗り以上といった具体的な記載が必要。 ・エレベーターの大きさについて、現状を調査した上で、エレベーターの寸法に関する考え方を提示してはどうか。
77	基本15人乗り以上にすべし 特定建築物についてはよほどの事由がない限り11人や13人乗りは認めないこと。
78	P33乗降ロビーの記述について。乗降ロビーに近接して階段・2段段差を設けないこと。
79	P33乗降ロビー、かごの床とロビー床の段差記述について。3cm以下にできないか。(歩道端部は2cm以下+面取り)

番号	ご意見
80	<p>P35図4.1(鏡)について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例図はスルー型なども設置が困難な例にすべき。 ・高さ40cmからとなっているが、もっと低いほうが良い。車いすのフットレストの上程度が望ましい。フットレストは約20cmなので、30cm程度が妥当。ガラスも近年は金属製が基本だと思われるので、破損の可能性は低い。床面からの設置ケースもあるが、問題ないと思われる。 ・例の図はスルー型などもっとも設置が困難な例もしくは、鑑賞のため全面ガラスとしていることを明記しないと、壁面にも頭上鏡が設置されかねない。
81	<p>大阪市交通局などですでに導入、定着しているものだが、ホーム階と改札階だけなど決まった階にしかいかない場合は、かご外でエレベーターを呼ぶボタンを押せば、かご内のボタンを押す必要がない自動昇降装置を標準化すべきである。ボタンを押しにくい肢体不自由者だけでなく、視覚障がい者にも使いやすい。その場合は音声案内をつける必要がある。</p>
82	<p>P36 図4.6「手すりや制御装置の高さ」の、制御装置について。設置位置は中央部分に示して欲しい。</p>
83	<p>P.37図4.4「制御装置」の、制御装置(ボタン配置)について。障がい状況によって押せないボタンがあることの事例を明記してもいいのではないかと。</p>
84	<p>その他ボタンについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボタン+点字が標準だが、近年はボタンの数字自体に凹凸をつけ、数字を触ればわかるようになったものも普及している。点字が読めなくてもわかるボタンが望ましい。さらに、押して反応した時にランプ点灯と同時に音がピッとなると分かりやすい。 ・音声案内では、「かごが到着する階などを知らせる」となっているが、加えて、10階建て程度までであれば、1階通過するごとにピッとという音声を流すことも考えられる。(アメリカでは設置あり)
85	<p>ボタン配置がちどりに配置と、階数が順に並んでいるものがあり、分かりにくい。どちらかというと、順番に並んでいる方がいいという声が多い。</p>
86	<p>インターホン～望ましいのは、緊急時に外部と映像でのやりとりができる装置。電光掲示板の設置とあるが、管理センター側が緊急事態を察知したことを知らせることを、音声+視覚の双方で知らせることが必要。映像までは大変でも、管理センター側が緊急事態を感知して対応していることを示すランプの点灯はできないか。聴覚障害、難聴者でもある程度のやり取りはしやすくなる。</p>
87	<p>音声案内: 出入り口が2つある場合、乗った段階で、開く扉の方向の音声案内が必要。</p>
<p>【7】エスカレーター P.39</p>	
88	<p>エスカレーターの基本的な考え方の表現について、エレベーターが望ましいがエスカレーターも大事であるという表現は、社会状況にそぐわない表現。</p>
89	<p>誤進入防止センサーについても記載すべき。</p>
90	<p>P40「解説(放送設備)」の放送事例について。「〇〇行き、上り(下り)エスカレーターです」という記述がよい。また、上り下りが併設している場合は「〇〇行き、上り(下り)エスカレーターは左(右)側です」という記述が良い。人が近づいたら動き出すエスカレーターの場合でも、その旨の音声案内は随時必要。</p>
91	<p>P.42の図7.3「車いす用エスカレーターの例」について。車いす対応エスカレーター～「踏板3枚が水平になったまま…」とあるが、イラストでは2枚フラットタイプに見える。2枚フラットでは電動車いすなどは対応できず危険である。完全3枚フラットにすべき。車いす対応エスカレーター自体は駅でのエレベーターが普及する前の装置ではあるが、設置するなら3枚フラットを必須にすべき。</p>
92	<p>駅や百貨店等での視覚障がい者誘導用ブロックの敷設について、エスカレーターは使いやすい設備であり、位置的にも利用しやすい位置にあるため、エレベーターだけでなく、そこへ積極的に誘導してほしい。全盲の人からもエスカレーターに誘導してほしいという意見がある。</p>
<p>【8】便所 P.43</p>	
93	<p>トイレとお風呂のタッチセンサー式のボタンは視覚障がい者が使えないため、やめてほしい。</p>
94	<p>照明についても、明るさを確保してほしい。</p>
95	<p>便房内のペーパーホルダー、ボタン、レバーの配置を統一してほしい。</p>
96	<p>トイレの前に音声誘導装置を設置してほしい。</p>
97	<p>図全体が手動車いすを前提にしており、誤解を与える。</p>
98	<p>手洗器の手すりについては、松葉杖使用者や立位が不安定な方にとっては有効だが、車いす使用者にとっては、長い手すりが障がいとなる場合がある。府の施設も含め、使えないトイレが多い。器具(オストメイト・手すりなど)の使用や配置も配慮すべき。</p>
99	<p>車いす使用者の中には、尿瓶を使う人にとっては、光感知式の洗浄装置が背もたれの部分についていると届かない。ボタン型スイッチ、もしくは便器の足元にセンサーを設けることが必要。</p>

番号	ご意見
100	車いす使用者にとって、便器の横にスペースがあることが非常に重要であり、両側が固定手すりでは車いす使用者が使えない人が多い。手すりの片側は可動にしてほしい。 介助者がいる場合の観点からも、便器の横のスペースは少なくとも片側に必要。
101	車いす使用者用便房を男女に分けると、使える便房が半分になってしまう。一般用便房に少し戸の広い(75cm程度)便房を設けると使えるものが増える。
102	異性介助の問題等をガイドラインでも明示する必要がある。
103	女性の車いす使用者からは、男女別にしてほしいという意見をよく聞く。
104	ベビーカーの方、高齢者の方など使用時間が長い人が車いす使用者用便房を分け合って使うため、車いす使用者用便房の数が足りなくなっている。
105	車いす使用者用便房は空けてあるということが大事である。「誰でもお使いください」というのは、車いす使用者用便房を必要な人が誰でも使っていていいという意味だということを周知してほしい。
106	一般用便房のフィッティングボードを使える人が、わざわざ車いす使用者用便房内のフィッティングボードを使うので、困る。
107	キャリーケースを持った人が車いす使用者用便房を使うケースが多く見受けられるため、荷物対策をすることで、車いす使用者用便房が開いてくるのでは。
108	背広やコートをかけるフックの概念はあるが、荷物置き概念がないため、荷物という体系で一度見直すべき。また、フックについては、フックの先端が曲がっている図を入れるべき。
109	触知図案内板の位置がわからないため、触知図案内板があることを音声で案内してほしい。
110	P.44(案内設備)に「出入口には男女別に音の異なる音声誘導装置を設けることが望ましい」と記載されているが、音の高さが異なるだけでは、判別できないため、「男性用、女性用」を音声で案内すべき。
111	P.45「施錠を示す色は、色弱者に配慮して赤と青とすることが望ましい」と記載されているが、色弱者にとって、赤と青は見にくいいため、コントラストがある色で、「使用中」と文字が表示されるようなものの方がよい。
112	大きなトイレの場合、トイレの中に視覚障がい者誘導ブロックがないため、小便器を探すのが難しい。
113	便器を前馬乗りで使用する人もいる。車いすによる便器へのアプローチ例を参考資料で入れ、解説すべき。
114	<ul style="list-style-type: none"> ・盲ろう者は異性のヘルパーとトイレに入ることができないため、小便器の位置関係を把握することが難しい。便器のサイズや設備を統一するのも解決策の一つ。 ・標準化することによって、誰もがわかるようになるメリットがある反面、標準化されたものが使い勝手が良いかということに課題が出てくるように思う。
115	重度の障がい者が社会参加する上で、大人用介護ベッドが必要。設置規模を引き下げ、数を増やすべき。
116	P.48の便所の図が、男性用・女性用どちらも同じ面積になっているが、女性のほうが時間がかかるため、1.5倍～2倍にするべきではないか。
117	冒頭の「基本的な考え方」の文章をもう少し整理すべき。
118	基本的な考え方に「一般用便房に少し配慮をすることによって…」という記載があるが、「少し配慮」について、一般用便房の段差をできるだけなくす、ドアの幅を広くとるなど具体的な記述はされているのか。
119	P.53の図8-9や図8-10に望ましい寸法を記載すべき。
120	大きな扉になると、動作が大きくなり、バランスが取りづらくなる等問題があり、大きければ良いところとそうでないところがあるように思う。
121	久宝寺の駅のトイレは、内開きになっており、便房に入るとき、出るときに非常に狭い。
122	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に、便房内で倒れられた方を救助しようと思ったら、内開きはきついのでは。 ・便房の扉に関しては、緊急のときに外せるよう、ヒンジになっているものもある。
123	知的障がい者が多い事業所では、小便器にターゲットマークを設けたり、前に足型を設けて案内するなどの工夫を行っている。

番号	ご意見
124	P.43の「建築物移動等円滑化基準」の触知図案内板文章について。点字を読むことが困難な人もいる。音声での案内も併設されるべきではないか。また、「望ましい整備」として、「触地図には点字ブロックの誘導だけでなく、そこに触地図があることを音声で知らせる必要があると認知しやすい」と記述を。(P.48の図8.1解説文章は、触地図案内板もしくは音声と書かれているが、触地図が優性的な表記になっている。併設が必要。)同様に、男女の別についても、触知図の記載だけでなく、音声案内との併設が必要。
125	P.43の「建築物移動等円滑化基準」の車いす使用者用便房の仕様の、解説文章について。「十分な空間(直径150cm円)の確保」と書かれているが、150cm円は最低基準。十分ではないため「十分」を削除を。
126	P.46の「建築物移動等円滑化基準」の車いす使用者用便房「その他」記述について。衣服等かけるフックの高さは、一般で170cm、車いすで130cmとあるが、両方高すぎる。一般は140cmから150cm、車いすで80から90cmが望ましい。
127	P.46の車いす使用者用便房、複数設置する場合で、「障害者の右勝手・左勝手に対応できることが望ましい」と記述されているが、便座の高さの適正値は非常にばらつきがある。「便座の高さも高め、低めと対応幅を広げることが望ましい。」と記述を。
128	P.46(便器)便座の高さの適正値は非常にばらつきが多い。
129	P.46「車いす使用者用便房の「手すり」記述について。「可動式が望ましい」とあるが、車いす利用者の便座へのアプローチは、側面に横付けし、水平移動することは、バリアフリー法ガイドラインにも記載されている内容。可動式でない人と利用できない人がいる。可動式を必須とする必要がある。
130	P.46の車いす使用者用便房について。「大人ベッド」の加筆を。オストメイト対応の便房設備に「大人ベッド」記述はあるが、「大人ベッド」を必要とする障害者の外出の機会が増える傾向にある中、今後の大人ベッドの普及が必要となるため、明記されるべき。
131	P.49の図8.2(手すり付き洗面器)及び図8.3(車いす利用者が利用しやすい洗面器)について。洗面器の鏡は、洗面器下端高さより「直上」に設置されるべき。
132	P.50の図8.5(車いす使用者用便房)について。図は、バリアフリー法の解説図を引用しているが、バリアフリー法の図にあった手すりの「可動」が削除されている。現在の「手すり(両側)」表記から「手すり(可動)」に変更を。
133	P.50の図8.5(車いす使用者用便房)について。設計上参考となる事項として、車いす個室横幅を「200cm程度」と記述してあるが、200cmでは利用できない方もいる。200cm以上と記載すべき。(図8.6・8.7も)
134	政令・条例の基準として、車いすが回転できる空間(径1500ミリ)と明記されているが、(最低、径1500ミリ)と明記すべき。図の説明文として「車いす利用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、車いすの回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能スペースを確保する」と記述されているが、「そのためには、より広い必要がある」と補足すべき。
135	P.51の図8.6、簡易型車いす使用者用便房について。この図では、車いす障がい者の便座のアプローチ方法が斜めからの1パターンしか表記されていないが、障がい状況等によってアプローチの実際は多様である。アプローチに側面は70cmのスペース、前面は120cmの確保が必要。手すりは「可動式」を明記してください。
136	P.52の図8.8(オストメイト用便房)について。備品になりますが、ゴミ箱が必要になります。望ましい整備としても表記できないか。
137	P.53の図8.10(その他便所)について。(図8.12、P.59図8.20下段左図も同様) 地上からペーパーホルダーの高さは、80cm～90cm(序章-10図参考)をイメージしてもらえるように加筆を。
138	P.57の図8.18(例・改善例)について。P.61の例(図)の場合、大人型ベッドは左右ともに設置可能。その上で、左右手すりの選択が可能と表記すべき。
139	入口 なるべく入口は段差をつけないこと。建築物の構造上、つけなければならないときは、最低、多目的トイレ等、1個は段差なしに。
140	1,000㎡以上の特定建築物には、男女別に大き目の便房設置(ベビーカーやお年寄りの手押し等が入れる大きさ)
141	多目的トイレ 個数 一般便房の入口付近に男女別で1個以上、それとは別に外側に1以上あればベスト(夫婦なりのどちらかが要介助の場合等)

番号	ご意見
【9】駐車場 P.62	
142	知的障がい者は自転車ユーザーが多いため、駐車場と駐輪場との間の配慮について記載すべき。
143	精算所でのトラブルの際に、呼び出し非常ボタンで音声で対応する設備があるが、聴覚障がい者は使えないため、他の項目と同様、モニターが必要なことを記載すべき。
144	精算機が車いす使用者には若干高いため、精算機に2パターンほしい。
145	建物正面に車寄せを作り、障がい者を正面で降ろして、一般用に停めることで、車いす使用者用駐車場の混雑を緩和することができる。
146	P.64 図9.1と図9.2 駐車場から入口へのアプローチに庇がある(P.65図9.3参照)ことが図からもわかるようにしてほしい。
【10】ホテル又は旅館の客室 P.67	
147	一般客室 高齢化社会や障がい者の社会進出に向け、基本、水周りの部分を埋め込み式にし、寝室部分と同様の高さにすること。そして、洗面化粧台の左右にトイレと浴室を配置。その際の各ドアは引き戸にすることで、大半の要援助者が利用しやすくなる。点字のホテル内外の連絡先情報をフロントなりに置くことで、必要なときにすぐ渡せるようにすること。
148	車いす使用者用客室 現在は、客室の2%以上とされているが、高齢者社会に向け、目標を4~5%にすべき。 その際は、電動車いすやシニアカーの半径も考慮して、大き目に設計すること。
149	案内設備 ピクトグラムを大いに利用し、解りやすい案内板を各階の適材適所に配置し、音声情報も発信することを望む。また、案内所を設ける場合でも適材適所に設置。
150	避難設備等 当たり前のことであるが、二方向以上避難の誘導を行い、高層階の為の緊急時用EVの設置及び低層階用のスロープの設置を入れることを望む。
151	ビジネスホテルはベッドが大きく、通路等が狭い。入口に段差を設けず、ベッドの大きさは普通にして、周りのスペースを大きくすれば、車いす使用者も一般用客室に泊まれる。
152	深い浴槽が多くて困っている。バスボードがあると非常に便利。片手で持ち上げられるような椅子も、座ることも出来るし、手すりにもできる。
153	欧米の車いすの基準は日本のものより10cm大きいので、そのことも視野に入れて設計すべき。
154	重度の障がい者とお風呂に入るときに、シャワーチェアが便利。P.75のイラスト(図11.1車いす使用者が利用できる浴室の例)に記載すべき。
155	ビジネスホテル等では、水じまいが最優先されており、バリアを作って防いでいる。設備の関係もあるので、ガイドラインの中でどこまで書くのかという課題がある。
156	バリアフリールームを設計する際には、平面図上同じ位置で各階に計画すると、同じプランになるため、右かって、左かって、両方に配慮できる計画とし、情報開示をすべき。
157	客室のドアの鍵の開閉方法が様々な手法があり、困る。日本だけでも統一してほしい。
158	浴室にある移乗台は、P.71,72の図とP.75図11.1にも示されたい。
159	P.69 その他の設備、解説…コンセント、スイッチ、ボタンは全て80~90cmでよいのではないかな。
160	P.73図10.6、コンセントスイッチの高さ…すべて80~90cmでよいのではないかな。
161	P.69のその他の設備について。「客室・浴室の照明は光度調整可能に」(解説:視覚障がい者が認識しにくい照明しか確保できていないと、危険性が高まる。)と記述を。
【11】浴室等 P.73	
162	視覚障がい者には、床と浴槽の境界がわかりにくかったり、浴槽自体の照明が暗かったりするので、床の滑りにくさだけではなく、色についても加えてほしい。
163	トイレ・浴室のドアを取り外せるような工夫で利用できる人が増える。

番号	ご意見
【12】標識 P.78	
164	建築物によっては、ピクトサインにオリジナルのものを使っているが、わかりにくいものが多い。
165	ピクトサインの一覧をこの章か巻末に使うときの基準とともに載せるべき。
166	標識があるかどうかだけでなく、例えば表示が床に書いてある、柱に大きく書いてあるなど、わかりやすいかどうかが重要。
167	東京都は主要な施設にどこまで何メートルという表示を街路に都が設置していてわかりやすい。
168	言葉の表現として、障がい者ではない人を「健常者」、視覚障がい者ではない人を「晴眼者」と表現しているが、なにかいい表現方法がないか。
169	P.80図12.1 エレベーターにおける標識の例…行き先など含めた表記を参考にしてほしい。
170	P.81 図12-3 下段真ん中の図について、「車いす使用者などの障がい者用の駐車スペース」の文字を消すべき。
171	P.81図12.3 駐車場における標識…乗降スペースの表示を明確にしているようにしてほしい。
【13】案内設備 P.82	
172	昨年度、全国組織の手をつなぐ育成会で、わかりやすい情報提供のためのガイドラインを作成した。ルビを振るだけでなく、分かち書きにすることで、格段にわかりやすくなる。
173	P.82の配慮すべき事項に「文字の書体は認知しやすいものとするもことが望ましい」とあるが、具体的には、明朝体よりゴシック体や教科書体の方が認識しやすいということを記載すべき。
174	触知案内板に点字表記しかないものがある。点字だけでなく、墨字を併記するよう記載すべき。
175	P.83 インターホン…設置高さは100cmではなく80～90cmとするべきでは。
【14】案内設備までの経路 P.86	
176	・広い通路で人通りが多いところでは、視覚障がい者誘導ブロックを一本しか敷設しないのではなく、状況によって敷設すべき。 ・商店街の状況によっては、誘導ブロックが複数あったほうが良いケースもある。
177	国の基準は大枠しか定めておらず、交差点では、中央部分に誘導することになっているが、交通弱者ボタンは両端に設置されている等の矛盾が生じている。
178	・視覚障がい者誘導ブロックの途中で障害物があり、ブロックが急に曲がっていると、通り過ぎて見失う場合がある。使用する身になって敷設してほしい。 視覚障がい者誘導ブロックが曲がっているのは大阪市が目立つ。マンホールぐらいの大きさであれば、飛び越して真っ直ぐ敷設してほしい。
179	視覚障がい者誘導ブロックを敷設しすぎて、方向がわからないケースもある。
180	視覚障がい者誘導ブロックの分岐点でスポット的に音声案内ができるような技術ができるのではないかと期待している。
181	P.88 図14.2 玄関周りの視覚障がい者誘導ブロックの敷設…視覚障がい者誘導ブロックが途切れる空間は出来る限り最小とすることが例記されたい。扉など空間がある所でブロックが途切れている表現になっている。図では連続した形で示してほしい。
182	P.89図14-5車路に近接する部分の点状ブロックを横断歩道の幅いっぱい修正すべき。また、点状ブロックの敷設方法が古いので、修正すべき。
183	P.89 車路に近接する部分における点状ブロックの敷設…右の図は信号機の押しボタンとの関連も重要となるため、その旨明記されたい。
184	P.89 図14.5 車路に近接する部分における点状ブロックに関して、点状ブロックと信号機の位置関係が離れすぎてしまわないように考慮する必要がある。また、触知式信号機についても、記載してほしい。
185	視覚障がい者誘導用ブロックの図について ・p90 図14.7 誘導用ブロックに関して、左図は30cm四方の大きさになっているが、右図は大きさが違い、大きさの記載もない。交通バリアフリーのガイドラインでは30cm四方の図である。 出展元が明記されていると、出展元での考え方、内容がより伝わりやすくなるので出展元を明記することを徹底すべき。 JIS規格では30cm以上という規定であり、コンコースなどでは40cmもかなり用いられている。 国の公共交通機関のガイドラインでは30cmと40cmにおけるそれぞれの敷設方法の望ましい形として示しているが、P.90図14.7ではその説明が抜けているので明記すべき。

番号	ご意見
【15】子育て支援設備 P.91	
186	P.92 授乳室 女性側のみに授乳スペースとならないように、男女ともに使える環境とすること。
187	P.94図15-5に給湯設備が記載されているので、表の望ましい整備にも記載すべき。
【16】造作設備(手すり・カウンター・自動販売機等) P.95	
188	P.95 手すり…☆形状はの部分は「直線で握りやすいものとする」こと。
189	階段及び廊下の手すり 二段手すりにすべし
190	コンセント、スイッチ等のところに、「電動車いすの充電スペースをあらかじめ設ける」旨の記載が必要。
【17】内装等(内装・客席・備品・その他の配慮) P.101	
191	車いす用のスペースの位置(一番前や中央など)が限定されている状況が多い。それぞれにエリアに車いす用スペースが設置することを前提に示してほしい。
192	P.108 図18.1 店舗内部における設計例に関して、店舗内に段差を設けないものを例として挙げ、主経路がどのような場合であっても車いす利用できる表現にしてほしい。
193	P.108 図18-1 店舗内部における設計例 車いす4名のグループで飲食する場合もある。その例も表記してほしい。
194	P.109 図18-3 車いす使用者も利用できる試着室 介助者が同室に入るスペースも表記されたい。
195	P.109 図18.2の耳マークは大阪府難聴者協会が作ったものであり、手話を必要とするろうあ者としてのマークは決まっていない。そのため、世界ろうあ連盟で国際的に統一したマークを現在検討中である。
196	図の説明では、手話を必要とするろうあ者は、筆談が難しいろうあ者も含めているように取れるが、ろうあ者、聴覚障がい者すべて筆談で話せば良いという理解は困る。手話ができればコミュニケーションの面でスムーズに進めるので、筆談と手話、2つの方法があるという理解を広めてほしい。
197	サイトラインについて、重要なのは高さなので広さだけでなく高さの基準が示されるべき。
198	P.111 図18.7 客席・観覧席…前の人が立ったら舞台等が見えなくならないよう、サイトラインの確保を明記すべき。映画館などにおいては、前列スペースでの鑑賞はスクリーンが見えなかったり、首が痛くなるため、中央や後方に選択できるスペースの配置が必要な旨を明記されたい。
199	P.112 図18.8 舞台へのアクセス(昇降機)に関して、観客や出演者など、色んな立場で車いすがステージに上がることを見込んで表示してほしい。
200	P.113図18-10の赤外線システムのイラストが古い。
【19】知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備 P.114	
201	P.114 知的障がいの中には、漢字表記が読めない場合、かな表示でわかりやすくする。
202	P.114 方法などが複数ある場合、値段が安い、時間が早いなどメリットやデメリットから選択したり、決まった項目をメモにするなどして渡すなどと、わかりやすくなります。
203	発達障がいへのサインに関して、地図を認識するのが難しいので床面の矢印サイン等で示すことや、曲がり角などポイントごとに写真を表示し進行方向が分かるようにするなど、分かりやすい事例として挙げてほしい。
その他	
204	JIS、ISO、国際的な標識など標識の基準はばらばらであり、ひとつにまとめたものを作業部会でつくる動きがある。その際は当事者の参加をぜひ考えてほしいと要望している。

番号	ご意見
今後の進め方について	
205	<p>現在のスケジュールではIPC基準や国の検討の見直しという部分が抜け落ちてしまうところも出てくるのではないかと思う。ガイドラインの見直しに一定年限をつけ、今後も検討の継続をしていくことが望ましい。もしくは部分的なガイドラインの見直しということで、継続的な検討でスパイラルアップしてほしい。</p> <p>まちづくり全体が変わっていく中で、ガイドラインや条例は出来るだけ最新のものをみてほしいので一定期間で更新するべき。</p>
206	<p>寺社仏閣、海浜・海水浴場等、レクリエーション施設等のバリアフリーについては国のガイドラインにも記載されていない。最新のものを入れると同時に、国の方で抜けがちなものを条例の改訂でカバーする。条例とまではいかなくても資料集という形で何年かに1回作るのはいかがでしょうか。奈良市では奈良県と調整しながら実際に寺社仏閣の事例集に取り組んでいる。</p>